

令和4年10月1日から 長期優良住宅の認定対象が拡大します

山口県住宅課

●良質な**既存住宅**を長期優良住宅として認定する制度が創設されます

- 新築、増改築に加え、新たに建築行為なしの既存住宅についても認定を受けることができるようになりました。
- 建築行為（新築、増改築）時でなくても、事後的に認定を受けられるため、流通時に差別化を図り、付加価値を高めることができます。
- 申請手数料は、確認書等を添付した場合の一戸建ての住宅で18,000円です。

（上記以外の区分の手数料等、詳細は山口県住宅課ホームページにてご確認ください。）

【注意事項】

- ▶ 申請の計画が以下の市域の場合には各市役所で認定を行います。
申請及びお問い合わせ窓口は各市役所となります。

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、周南市、長門市※、山陽小野田市※

※ 建築基準法第6条第1項第四号に該当する住宅のみ。

ただし建築基準法等に基づき県知事の許可を必要とする住宅を除く。

- ▶ 上記以外の地域の場合は山口県が申請窓口となります。

お問合せ：山口県住宅課民間住宅支援班 TEL:083-933-3883

山口県住宅課 長期優良住宅

検索